

## 報告の求め(H28.3.1付け)及びそれに対する沖縄総合事務局からの報告(H28.3.8)

	沖縄県からの報告の求め	報告の求めに対する沖縄総合事務局からの回答
A	埋立用材への付着・混入防止に関する事項	
1	<p>特定外来生物は表土に生息する可能性が高く、特に、採石場において表土と混在する石材については、表土が付着した状態で搬入されることが懸念されるが、その対策について伺いたい。</p> <p>また、採石中に長時間、地表に露出する石材についても、特定外来生物が付着・混入する可能性が高くなると考えられるが、その対策について伺いたい。</p>	<p>採石場に保管される石材も含め、石材の搬出時に洗浄することで、付着した表土を洗い流すことができると考えています。また、洗浄後に、特定外来生物の付着の有無を目視により確認することを考えています。</p>
2	<p>採石場に集積又は仮置きされている石材については、積み上げられた石材の下層部分等、表面に露出していないものもあることから、目視による調査が困難であると考えられるが、その対応について伺いたい。</p>	<p>石材の搬出時、岸壁荷下ろし後、運搬船積み込み時、運搬船積み込み完了後の少なくとも4回、目視確認を行うことにより、採石場において、石材の下層部分等、表面に露出しない部分についても確認できるものと考えています。</p>
3	<p>表土層や岩の割れ目等には様々な特定外来生物が紛れ込んでいる可能性があり、肉眼での確認は困難であると考えられるが、シャワーでの洗浄の有効性について、評価方法と合わせて根拠を示されたい。</p>	<p>石材の搬出時に、石材を洗浄することにより、付着する土砂や動植物等を洗い流すことができると考えています。</p> <p>なお、洗浄の有効性については、洗浄後の水が、洗浄水と同等のSSとなるまで石材を洗浄することをもって評価しております。</p>
B	搬出前及び搬出期間中における付着・混入防止に関する事項	
1	<p>採石場から搬出港に至る経路周辺(採石場、運搬に使用する道路沿い、採石場や搬出港に置かれてある重機や機材、搬出港周辺の公園及び側溝、搬出船内等)には、特定外来生物が生息する可能性があり、経路上で付着・混入する可能性があると考えられるが、その対策について伺いたい。</p> <p>特にハイイロゴケグモは、3カ所の搬出港内で生息が確認されていることから、肉眼での発見が困難な子グモや卵囊等を含めた石材への付着・混入の防止策について伺いたい。</p>	<p>目視確認を積出港の岸壁荷下ろし後、運搬船積み込み時、運搬船積み込み完了後の複数回行うこととしております。</p>
2	<p>車両による運搬時及び搬出港内での一時仮置き時においては、空中に漂う種子や子グモ等が付着・混入する可能性があると考えられるが、その対策について伺いたい。</p> <p>また、一時仮置き中も、仮置きが長時間に及ぶと特定外来生物が付着・混入する可能性が高くなると考えられるが、その対策について伺いたい。</p>	<p>目視確認を積出港の岸壁荷下ろし後、運搬船積み込み時、運搬船積み込み完了後の複数回行うこととしております。</p> <p>また、一時仮置きについては、可能な限り期間が短くなるよう努めます。仮に仮置き期間が長時間に及ぶ場合には、仮置きした石材の目視確認を1日1回程度行うこととします。</p>